

第2章 地球環境の保全

第1節 地球温暖化対策

1 愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）

えひめエコ・ハウスは、県民の地球温暖化の防止などに対する環境保全意識の向上を図ることを目的に、住宅や事務所等へ導入可能な地球温暖化防止技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行うため、平成14年度に国の補助を活用して建設し、平成15年4月22日のアースデイ（地球の日）にオープンした。

○所在地：松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内

○建 物：木造平屋造り 面積：約320㎡

（親子エコライフ室、エコ活動支援室、エコ製品展示コーナーなど）

○開館時間：9：00～17：00

○休館日：原則として毎週水曜日（休日の場合は、その翌日）

年末年始（12月27日～1月1日）

○導入設備及び仕様等

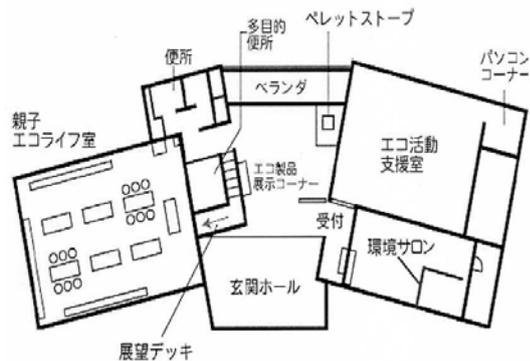
主な設備	仕 様	備 品 等
・太陽光発電設備 ・太陽熱利用設備 ・雨水循環設備 ・屋上緑化設備 等	・県産材、間伐材の利用 （建物本体、備品等） ・透水性ブロック等のリ サイクル資材の利用 ・断熱材や複層ガラス等 の導入 等	・テレビ、ビデオデッキ、プロジェクタ、 パソコン等の環境学習関連整備 ・太陽光発電実験器、燃料電池実験器、紫 外線測定器等の簡易実験器具 ・バッテリーカー ・ペレットストーブ 等

えひめエコ・ハウスでは、省エネルギー、省資源などの各種イベントや体験型の環境学習プログラムなどを実施するとともに、環境学習、環境グループの打合せ、研修などへの親子エコライフ室やエコ活動支援室の貸出し、エコライフ推進員による環境相談や環境情報の提供、環境学習用機材、環境図書、環境ビデオの貸出し、環境マスターの派遣などの事業を実施し、オープンから平成22年度末までに延べ121,088人県民等の来館があり、本県における地球温暖化防止技術の体験や活動の拠点として利用され、親しまれている。

なお、指定管理者制度の導入に伴い、平成18年4月からは、イヨテツケーターサービス株式会社に管理、運営を委託している。



えひめエコ・ハウス全景



えひめエコ・ハウス平面図

2 地球温暖化防止県民運動推進事業

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議を核とした県民総ぐるみによる地球温暖化防止のための具体的取組として、次の事業を実施した。

(1) えひめ低炭素社会づくり推進事業

平成 22 年 12 月から 23 年 3 月までの 4 か月間、土・日曜及び祝日を中心に県内各地のスーパーやショッピングセンターの店頭でキャンペーンイベントを開催し、その店舗が独自に実施している温暖化対策や環境保全に関する取組を PRするとともに、「家庭でできる地球温暖化対策 10 か条」を紹介したリーフレットやエコグッズの配布、環境啓発ポスター入賞作品等のパネル展示を実施した。

また、県地球温暖化防止活動推進員から具体的な省エネアドバイスが受けられる「家庭の省エネ診断コーナー」を設置するほか、一部の大規模ショッピングセンターでは、地球温暖化対策に積極的に取り組む企業と連携したイベントを開催するなど、事業効果の向上に努めた。

さらに、インターネット上にキャンペーン専用サイトを開設し、イベント開催情報のほか民間企業が自主的に取り組む地球温暖化防止活動を掲載するなど、県民への PRを行った。

- ・実施期間 平成 22 年 12 月 3 日～平成 23 年 3 月 20 日
- ・イベント開催 県内 20 市町のショッピングセンター等で延べ 30 回実施
- ・家庭の省エネ診断 延べ 4 回実施

(2) こども温暖化防止活動実践事業

次代を担う子供たちやその家族が、家庭での節電を通じて身近な地球温暖化防止活動を体験することにより、「日常生活と環境問題とのつながり」を意識し、日ごろから環境に配慮した生活を実践してもらうためのきっかけとした。

- ・対 象 県内の小学生児童（主に 5 年生）
- ・内 容 夏休み期間中の家庭での節電チャレンジ
- ・実施規模 20 校 486 人

【愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議】

本県では、増加傾向にある温室効果ガスの排出量の削減に県内の各界各層が一体となって取り組んでいくため、県内の企業・団体・自治体など 198 団体の参加を得て、平成 20 年 6 月 16 日に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立した。〔平成 24 年 1 月末現在の参加団体数：261 企業・団体〕

設立総会では、「かけがえのないふるさと愛媛、そして地球を守るために、私たち一人ひとりが、できることから温暖化防止のために行動する」ことを誓った県民運動開始宣言を採択した。

県では、同会議を核として、企業や団体、自治体など、各主体間での情報交換や連携を密にし、より効果的な温暖化対策を推進しており、家庭・オフィス・工場・運輸などの各部門においても、適正な冷暖房温度の設定、クールビズ、エコドライブなど、温暖化防止に向けた身近なところからの取組が進められている。



〔愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議設立総会〕

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議 設立趣意書

地球温暖化は、私たちの日常生活や生産活動に伴って発生する温室効果ガスにより、地球全体の温度が上昇する現象で、自然の生態及び人類の生存基盤に影響を及ぼしかねない極めて深刻な環境問題です。

我が国では、平成 9 年に採択された京都議定書において、平成 2 年を基準年として平成 20 年から平成 24 年までにおける温室効果ガスの年平均排出量を 6%削減することを数値約束といたしております。

しかしながら、平成 18 年度の全国の温室効果ガス排出量は、逆に約 6.2%増加しており、愛媛県におきましても、県の推計によりますと、平成 17 年度の排出量は、平成 2 年度比で約 23%も増加している現状となっております。

このような中、国においては、平成 19 年度末、京都議定書目標達成計画を改定して対策を強化し、目標達成のために実効性のある対策、施策に取り組むこととしたところであり、本県でも、今後、更なる対策に取り組むことが必要となっているところであります。

このため、私たちは県内各界の関係団体等に広く呼掛けを行い、「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立することといたしました。

当推進会議は、御参加いただく各団体の温暖化防止運動の展開や県民の意識啓発、情報の収集及び提供、各団体間の連絡調整等を行っていくこととしており、これにより、地球温暖化防止活動を県民運動として盛り上げ、県民が一体となって地球温暖化防止対策に継続的に取り組む社会的気運の醸成を図ることを目的としております。

つきましては、是非当推進会議の設立趣旨に御賛同いただき、格別の御理解をもって御参加を賜りますとともに、地球温暖化防止に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 20 年 5 月 30 日

発 起 人

愛媛県商工会議所連合会

四国電力株式会社松山支店

社団法人愛媛県トラック協会

えひめ消費生活センター友の会

特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会

会 頭 麻生 俊介

支店長 玉井 左千夫

会 長 城戸 猪喜夫

会 長 窪田 恕子

会 長 柴田 達也

地球温暖化防止県民運動開始宣言

私たちのふるさと愛媛は、瀬戸内海や宇和海、石鎚山に代表される豊かで美しい自然に恵まれ、これらは、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれています。

しかし、今、私たちを取り巻く環境は、危機に瀕しています。産業革命以降、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの量が増え続けたことにより、地球の温暖化が進み、このまま何の対策も講じなければ、人類の生存基盤である地球環境に多大な影響を与えることが明白な状況です。

地球温暖化を防止するため、世界が協力して作った京都議定書が平成 17 年に発効しました。この京都議定書では、我が国は、本年から平成 24 年の第一約束期間に、平成 2 年に比べて 6 %の温室効果ガス削減目標を達成することが義務付けられています。

しかし、我が国の平成 18 年度の温室効果ガス排出量は、減少するどころか 6.2%増加しています。

また、本県においては、平成 17 年度の温室効果ガス排出量が平成 2 年度に比べて 23%(※)も増加したと推計されるなど、削減目標 6 %の達成は、極めて厳しい状況となっており、地球温暖化を防止するため、私たちの暮らし方や社会の仕組みをもう一度見直すことが求められています。

今こそ、かけがえのないふるさと愛媛、そして地球を守るために、私たち一人ひとりが、できることから温暖化防止のために行動することを誓い、ここに全県民が一体となった「地球温暖化防止県民運動」を開始することを宣言します。

平成 20 年 6 月 16 日

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議

(※) 県地球温暖化防止実行計画策定に当たり、過去にさかのぼって県内の温室効果ガス排出量を推計し直した結果、平成 17 年度（2005 年度）の排出量は、平成 2 年度（1990 年度）と比べ「13.1%増加」となった。

3 地球温暖化防止普及啓発事業

地球温暖化対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、次の事業を実施した。

(1) 中小企業温暖化対策事業

温暖化対策の一環として事務所等での省エネを推進するため、県内事業所を対象に温暖化対策及び省エネに関する講習会を開催した。

開催年月日	場 所	参加人数	説 明 内 容
平成 22 年 9 月 13 日	テクノ ラザ愛媛	98 名	・県の温暖化対策の取組（環境政策課） ・低炭素化へ向けた支援策（環境省） ・エコドライブの実践方法（株式会社城西自動車学校） ・省エネルギー改修の事例紹介（四国電力株式会社）

(2) クールビズ四国キャンペーン（四国 4 県連携事業）

夏場のエネルギー使用の削減を図るため、四国地球温暖化対策推進連絡協議会（四国 4 県の地球温暖化対策担当課で構成）の主催により、「クールビズ」を推進するためのキャンペーンを実施した。

目的	適正冷房（28℃）及び軽快な服装（ノーネクタイ・ノー上着など）での勤務を、県内各層へ普及・啓発し、オフィスの省エネルギーを促進する。
実施期間	平成 22 年 6 月～9 月
啓発方法	ポスター（1,000 枚）、チラシ（ポスターの縮小版）の配布 文書等による協力要請 県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
参加機関	195 企業・団体、20 市町、県

(3) ウォームビズえひめキャンペーン

冬季の暖房機器等によるエネルギー使用量削減のため、県独自の取組として「ウォームビズえひめキャンペーン」を実施した。

目的	適正暖房（20℃）及び暖かい服装での勤務を、県内各層へ普及・啓発し、オフィスの省エネルギーを促進する。
実施期間	平成 22 年 12 月～平成 23 年 3 月
啓発方法	・文書による協力要請 ・ポスター（1,500 枚）の配布 ・県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
参加機関	198 企業・団体、20 市町、県

(4) ライトダウンキャンペーン（4 回／年）

目 的：県民が日常的な温暖化対策を実践するきっかけづくりとすることを目的に、四国内のライトアップ施設や広告塔等の一斉消灯を行う。

啓発方法：文書による協力要請
県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
PR ツールの作成、配布

①アースデイ・ライトダウン（県単独）

実施日時：平成 22 年 4 月 22 日（アースデイ）の夜 8 時から 10 時までの 2 時間
参加施設：83 企業・団体の 210 施設
削減電力量：1,385.5kWh

②夏至の日ライトダウン（環境省事業）

実施日時：平成 22 年 6 月 21 日（夏至の日）の夜 8 時から 10 時までの 2 時間
参加施設：194 施設

③クールアースデイ・ライトダウン（環境省事業）

実施日時：平成 22 年 7 月 7 日（クールアースデイ）の夜 8 時から 10 時までの 2 時間
参加施設：210 施設

④ムーンナイト SHIKOKU（四国 4 県連携事業）

実施日時：平成 22 年 9 月 22 日（中秋の名月）の夜 8 時から 10 時までの 2 時間
参加施設：146 企業・団体の 347 施設
削減電力量：3,136kWh

(5) エコドライブ推進事業

① 運輸部門の温室効果ガス排出量削減対策として、「愛媛県エコドライブ推進事業所登録制度」を平成 19 年度に運用開始し、事業所でのエコドライブの取組、実践を促進した。

エコドライブ推進事業所登録制度

項目	内容
目的	「運輸部門」の温室効果ガス排出量削減対策として、事業所におけるエコドライブの取組、実践を促進する。
実施内容	19年12月12日創設（23年10月17日現在 368事業所、4,766台登録） ・エコドライブの推進を宣言する事業所を募集し、登録・公表 ・登録した事業所には、登録証及びステッカーを配布するとともに、講習会を実施 ・登録事業所での取組をホームページ等で紹介

- ② 温暖化対策の取組を普及啓発するため、県民、愛媛県エコドライブ推進登録事業所、中小企業・事業所等を対象に、省エネ講習会、エコドライブ講習会の開催等を行いました。

省エネ講習会、エコドライブ講習会

開催年月日	場所	参加人数	説明内容
平成22年9月13日	テクノプラザ 愛媛	98名	温暖化対策及び省エネルギー化に関する講習会と同時開催
平成22年10月28日	県美術館	41名	・県の温暖化対策の取組 ・エコドライブ講習（座学）
平成23年1月25日	城西自動車 学校	3名	※エコドライブ講師派遣制度利用 株式会社ダイキアクシス実施による エコドライブ講習会（実車教習）

4 地球温暖化防止実行計画策定

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を受け、県全体の温室効果ガス排出量の削減計画である「県地球温暖化防止指針」と、県自らの事務事業に伴う同排出量の削減計画である「県地球温暖化防止実行計画」とを統合した、新たな「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定した。

- 県の区域全体での温室効果ガス排出量の削減

〔削減目標〕

- ・長期目標（目標年：2050年度）基準年(1990年度)比 △70%程度
- ・中期目標（目標年：2020年度）同 △15%
- ・短期目標（目標年：2012年度）同 ±0%（基準年と同レベルまで削減）

〔目標達成に向けた基本理念・基本方針〕

《基本理念》

県民の暮らしと低炭素社会が両立する「環境先進県えひめ」の実現

基本方針1：エネルギー消費の少ない“ライフスタイル”への転換

基本方針2：低炭素型の“ビジネススタイル”の実現

基本方針3：“地球にやさしいエネルギー”の導入拡大

基本方針4：低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり

基本方針5：環境教育・環境学習の充実とパートナーシップの構築

- 県自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標

2013年度に2008年度比 △6%

5 愛媛県地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化防止対策を推進するため、平成 17 年 4 月から、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第 23 条に基づき、地球温暖化に関する自主的な啓発、調査、指導・助言、情報提供などに取り組む愛媛県地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。（平成 24 年 1 月末現在：66 人）

6 愛媛県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律第 24 条に基づき、特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会を愛媛県地球温暖化防止活動推進センターに指定。（当初指定：平成 17 年 4 月、現在の指定期間：平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間）

同センターは、県との連携の下、普及啓発事業の実施等を通じ、県内の地球温暖化防止を推進する活動を行っている。

7 バイオ燃料普及促進事業

県内でのバイオ燃料導入の加速化を図るため、バイオ燃料（バイオディーゼル燃料 5%混合軽油：B5）の率先導入や、導入の前提となるバイオディーゼル燃料の品質向上、原料収集・輸送用燃料の利用についての先進的な取組に係る経費の一部補助を行った。

- ・バイオ燃料率先導入試験支援 12 事業者（B5：402k θ ）
- ・バイオ燃料製造品質向上支援 3 事業者
- ・バイオ燃料利用モデル構築支援 1 事業者

8 地産地消バイオ燃料実証事業

本県特有の廃棄物系バイオマス資源であるみかん搾汁残さからバイオエタノールを効率的に製造・利用する技術やシステム等の開発を行い、技術成果を踏まえたバイオエタノール製造実証プラント（平成 22 年 4 月 12 日起工、同年 10 月 25 日竣工）を製作し、ボイラー用燃料として使用できる 90%バイオエタノールを約 50.3k θ 、自動車用燃料として使用できる 99.5%バイオエタノールを約 7.9k θ を試験製造した。

9 木質バイオマスの利用

県では、化石燃料の利用削減と木質バイオマスの利用を拡大させるため、石炭火力発電所において石炭と未利用間伐材等を混焼させるために必要なチップ破碎施設等の整備や、ボイラー等で利用が容易な木質ペレットの製造施設の整備に対して支援を行った。

10 地球に優しいエネルギーの導入拡大

エネルギー資源に乏しい我が国では、その大半を海外に依存しており、エネルギーの安定供給が懸念される一方、京都議定書の発効により、温室効果ガスの排出量削減が国際的な義務とされている。

このようなことから、国においては、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止対策等に向けて、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入など各般の施策を推進しており、本県においても、平成 14 年 3 月に、自然環境の保全とエネルギーの安定供給に寄与するため、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で新エネルギーの積極的導入を図る際の指針として、新エネルギーの動向、導入効果や意義、2010 年度の導入目標値な

どを示した「愛媛県地域新エネルギービジョン」を策定した。

このビジョンに基づき、県内市町、地域住民等への新エネルギーに関する一層の理解と関心を深めるとともに、導入促進を図るため、新エネルギー教室等の広報事業を地元自治体等と開催したほか、新エネルギー導入促進関係機関連絡会議を開催した。

表 2-2-1 2010年度の新エネルギー導入目標値

新エネルギーの種類	単位	愛媛県の目標
太陽光発電	万kℓ	2.5 (13.8万kW)
太陽熱利用	万 kℓ	9.3
風力発電	万 kℓ	1.8 (3万kW)
未利用エネルギー	万 kℓ	0.5
廃棄物発電	万 kℓ	1.8 (1.2万kW)
廃棄物熱利用	万 kℓ	0.2
バイオマスエネルギー	万 kℓ	2.3
クリーンエネルギー自動車	万台	4.4
天然ガスコージェネレーション	万kW	4.5
燃料電池	万kW	2.1

注 万kℓは原油換算、()内は発電設備容量を示します。



伊方町の風力発電施設

愛媛県新エネルギー関係機関連絡会議

開催日	開催場所	内 容	出席者
22.12.22	愛媛県立図書館 5階 多目的ホール	国・NEDO・県・市町の参集により、 新エネルギーの導入に係る県内及び国の 取組状況の紹介や意見・情報の交換	29人

第2節 オゾン層保護、酸性雨対策

1 オゾン層保護対策

(1) 概況

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線 (UV-B) の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロンなどの物質により破壊され、有害紫外線の地上照射量が増大した場合には、皮膚がんや白内障の増加などの人の健康への影響のほか、陸生、水生生態系への影響などが懸念されている。

オゾン層の破壊は、熱帯域を除き、ほぼ全地球的に進行しており、特に南極の上空

ではオゾンの減少率が激しく、日本上空では札幌において主に1980年代に減少傾向がはっきりと現れており、1990年代後半以降増加傾向は見られるものの、1979年の基準量に比べると依然として減少している。

(2) オゾン層保護対策

オゾン層保護対策については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、国際的な取組が進められ、我が国においても「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、フロンなどの生産規制等を実施している。また、冷蔵庫、ルームクーラー、カーエアコンや空調機器に冷媒として使用されているフロンについては、市町、自動車販売店や冷凍空調設備業者などの業界団体等による回収が進められている。なお、冷蔵庫等の廃家電品については、平成13年4月からは家電リサイクル法が施行され、メーカーにフロン回収が義務付けられた。また、平成13年6月には、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器のフロン回収の義務付け、フロン類回収業者等の登録、フロン回収破壊費用の負担等を定めた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が公布され、平成13年12月から順次施行され、平成14年10月に完全施行された。なお、カーエアコンの冷媒フロン類については、平成17年1月1日からは「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づいて回収・破壊されることとなった。

フロン回収破壊法は、平成18年6月に、行程管理制度の導入や、建築物解体工事の請負業者に業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認が義務付けられるなど、より適切なフロン類の回収が促進されるよう改正され、平成19年10月1日から施行された。

なお、フロン回収を促進するための組織としては、平成11年6月に、県内の関係団体により愛媛県フロン回収・処理推進協議会が設立されており（平成23年6月から愛媛県フロン等環境対策連絡協議会へ名称変更）、平成21年度から緊急雇用対策事業を活用して同協議会の構成団体である愛媛県冷凍空調設備工業会に委託し、フロンの回収に係る設備業者や解体業者等を直接訪問し、法令遵守を啓発する事業を実施している。

① フロン回収業者等の登録の状況

フロン回収破壊法に基づき県の登録を受けている第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機関係）の状況は表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 フロン類回収業者等の登録状況（平成23年3月31日現在）

区 分	登録業者数	備 考
第一種フロン類回収業者	315	フロン回収破壊法 (業務用エアコン、冷蔵機器及び冷凍機器)

② フロン類の回収状況

本県の平成22年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類回収状況は、表2-2-3のとおりである。

表 2-2-3 平成22年度におけるフロン類回収量（単位：kg）

フロン類	業務用冷凍空調機器
CFC	2,472.7
HCFC	25,367.9
HFC	7,300.9
計	35,141.6

※CFC…クロロフルオロカーボン、HCFC…ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC…ハイドロフルオロカーボン

2 酸性雨対策

通常の雨は、大気中にある二酸化炭素が溶け込み、やや酸性（pH5.6～7.0）となっているが、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が雨に取り込まれるとpHが5.6以下になり、強い酸性を示すようになる。この雨を「酸性雨」と呼んでいる。こうした酸性の雨は、大気汚染物質が気流に乗り遠くに運ばれるため、しばしば国境を越えた広い範囲にわたって降っている。この酸性雨の原因物質である硫黄酸化物などの大気汚染物質の発生源となっている工場のばい煙や自動車排ガスについては、厳しい規制が実施されており、本県においても、工場密集地域である東予地域を対象に県独自の硫黄酸化物の排出総量規制を導入するなど汚染物質の排出削減に努めている。

酸性雨の影響については、気候や土壌、樹木の種類などの違いから、我が国においては、現在のところ、欧米のような目立った被害は現れていないが、今後に備え、東アジア地域の国々と協力して、広域的な酸性雨モニタリングネットワークづくりが進められている。

本県では、昭和57年度から元年度まで、県下の2地点で、梅雨期と秋雨期に雨を採取し、成分分析を行っていたが、平成2年度からは、東・中・南予に各調査地点を設け、全国の統一的採取法である「ろ過式採取法」により、年間を通じて1週間単位で全雨水を採取し、成分分析を行っている。その調査結果は、資料編1-4のとおりであり、酸性雨が継続して観測されているが、その結果は、ほぼ全国の調査結果と同レベルとなっている。

第3節 愛媛県グリーンニューディール基金事業について

1 概要

地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するための事業を実施し及び支援することで中長期的に持続可能な地域経済社会の構築及び当面の雇用創出を図ることを目的として、平成21年10月に「愛媛県グリーンニューディール基金」を創設した。

この基金を活用して、公共施設や民間施設の空調、照明等の省エネ改修や太陽光パネルの設置、バイオ燃料の自家給油設備整備などの地球温暖化対策と、微量PCB廃棄物対策のための民間事業者等への分析費用の補助、不法投棄事案の調査、漂流・漂着ごみ回収処理などの廃棄物対策を実施している。

2 事業期間

平成21年度～平成23年度

3 基金積立額

13億3,300万円

4 内容

これまでに実施した事業は、以下のとおり。

年度	事業名	実施主体	基金充当額 (実績)	事業内容
21	消防学校省エネ・ グリーン化事業	県	3,609千円	エコキュート、厨房設 備の電化
	バイオ燃料導入促進 事業	東温市	3,412千円	バイオ燃料（BDF5%混 合軽油）の簡易給油設 備の整備
	微量PCB汚染廃電気機器 等把握支援事業	県	252千円	県内の廃電気機器保有 者に対するPCB濃度分析 費用の補助及び啓発
21年度事業計			7,273千円	
22	松山庁舎省エネ・ グリーン化推進事業	県	80,042千円	空調設備及び照明設備 の省エネ
	西条庁舎省エネ・ グリーン化推進事業	県	43,855千円	太陽光パネルの設置及 び照明設備の省エネ化
	宇和島庁舎省エネ・ グリーン化推進事業	県	38,886千円	断熱フィルムの貼付、 空調設備の省エネ化
	消防学校省エネ・ グリーン化推進事業	県	39,211千円	空調設備、駐車場換気 システムの省エネ化
	女性総合センター 省エネ・グリーン化事業	県	48,119千円	空調設備の省エネ化、 厨房設備の電化
	民間施設省エネ・グリー ン化推進事業	県	88,417千円	中小企業者の省エネ改 修に対する補助
	環境保全資金無利子融資 事業	県	309千円	中小企業者への融資に 係る利子の無利子化
	川内公民館クール・グリー ン化事業	東温市	23,000千円	太陽光パネルの設置、 遮熱塗料の塗装
慈光園省エネ・グリー ン化推進事業	新居浜市	29,701千円	太陽光パネルの設置、 省エネ型照明の設置	

年度	事業名	実施主体	基金充当額 (実績)	事業内容
22	清掃課室町事務所省エネ・グリーン化推進事業	松山市	5,000千円	ボイラー設備及び照明設備の省エネ化
	不法投棄残存事案支障状況等調査	県	2,810千円	不法投棄の残存事案について、生活環境保全上の調査
	微量PCB廃電気機器等把握支援事業	県	3,780千円	廃電気機器保有者に対するPCB濃度分析費用の補助
	漂流・漂着ゴミ回収処理事業	県	13,296千円	愛媛県海岸漂着物等地域対策計画の作成等
	愛南町不法投棄パトロール事業	愛南町	1,440千円	不法投棄のパトロール
	中島島しょ部不法投棄散乱ゴミ監視等事業	松山市	12,289千円	パトロールと不法投棄ゴミ等の回収
22年度事業計			430,158千円	
合 計			437,431千円	